

5 相 続 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、令和2年1月1日から12月31日までの間（以下、「令和2年中」という。）に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者の令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を、全数調査の方法で調査・集計したものである。ただし、「5-1 申告・課税状況」の「(4) 課税状況における申告又は処理の別」及び「(5) 加算税の状況」については、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理による課税事績を調査・集計し、また、令和元年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績についても調査・集計している。

2 用語の説明（令和2年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 相続時精算課税適用財産価額 相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 暦年課税分贈与財産価額 相続人等に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2割加算額 相続人等の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者等一定の者がいる場合、その相続人等の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (4) 農地等納税猶予税額 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合に、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額の相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の6）。
- (5) 株式等納税猶予税額 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である相続人等（経営承継相続人等）が、被相続人から当該非上場会社の株式等を相続等により一定期間内に取得をし、その会社を運営していく場合には、経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限る。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の7の2）。
- (6) 特例株式等納税猶予税額 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である相続人等（特例経営承継相続人等）が、被相続人から非上場株式会社の株式等を相続等により取得をし、その会社を運営していく場合には、特例経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の7の6）。
- (7) 山林納税猶予税額 相続人等が、相続等により、市町村長等の認定を受けた一定の要件を満たす森林経営計画の区域内にある山林を被相続人から取得し、自ら山林経営を行う場合に、その相続人等が納付すべき相続税のうち、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の6の6）。
- (8) 医療法人持分納税猶予税額 相続人等が、相続等により、医療法人の持分を被相続人から取得し、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人である場合に、その相続人等が納付すべき相続税のうち、その医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の7の12）。
- (9) 美術品納税猶予税額 寄託先美術館の設置者と特定美術品の寄託契約を締結し、認定保存活用計画に基づきその特定美術品をその寄託先美術館の設置者に寄託していた被相続人から相続等によりその特定美術品を取得した一定の相続人（寄託相続人）が、その特定美術品の寄託先美術館の設置者へ寄託を継続する場合には、その寄託相続人が納付すべき相続税の額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の6の7）。
- (10) 事業用資産納税猶予税額 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける後継者である相続人又は受遺者（特例事業相続人等）が青色申告（租税特別措置法第25条の2第3項の規定に係るものに限る。）に係る事業（不動産貸付業等を除く。）を行っていた被相続人からその事業に係る特定事業用財産の全てを相続等により取得をし、その事業を営んでいく場合には、特例事業相続人等が納付すべき相続税のうち、特例事業用資産に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、その猶予される金額をいう（措置法第70条の6の10）。

3 相続税の税率等（令和2年分）

法定相続分に応ずる取得金額	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

（使用方法） 法定相続分に応ずる取得金額×税率－控除額＝相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

- (1) 遺産に係る基礎控除 3,000万円と600万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。
- (2) 税額控除 相続税額から控除される金額で、次の種類がある。
- イ 暦年課税分贈与税額控除 暦年課税分贈与財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が相続税額から控除される。
- ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装又は隠蔽されていた財産は含まれない。
- ハ 未成年者控除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合、10万円にその相続人が満20歳になるまでの年数を乗じて計算した金額が相続税額から控除される。
- ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合、10万円（特別障害者の場合には20万円）にその障害者が満85歳になるまでの年数を乗じて計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相次相続控除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (3) 相続時精算課税分贈与税額控除 相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が相続税額から控除される。
- (4) 医療法人持分税額控除 相続等により、医療法人の持分を被相続人から取得した場合に、その医療法人が相続開始の時に認定医療法人であり、かつ、相続人等が相続開始の時から相続税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄したときは、放棄した持分に相当する相続税額がその相続人等の相続税額から控除される（措置法第70条の7の13）。